

原子力事故の被害者に対する損害賠償に係る相談会実施事業（令和6年度）

令和6年2月6日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力事故の被害者に対する損害賠償に係る相談会実施事業（令和6年度）について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 事業の概要

本事業は、原子力事故の被害者に対する損害賠償の請求・申立てに対する支援を行うため、福島県内外に避難している被害者に対して、無料法律相談会等を実施する際に必要な事前準備及び実施時の運営等を実施するもの。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者は参加資格を有しない。
- (2) 次の各号に該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり機構職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額が確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 前各号の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 令和4年度・令和5年度・令和6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省及び経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講

じられている者ではないこと。

- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (7) 中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。
- (8) 3. の入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。

3. 入札説明会の日時及び場所

令和6年2月15日(木) 13時30分 ※対面・オンライン併用

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ11階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 G会議室

なお、オンラインで入札説明会に参加したい場合は、7. の問い合わせ先に事前連絡のうえ、オンラインで参加することができる(当機構が指定するweb会議システムMicrosoft Teamsを利用予定)。

4. 入札書等の提出期限及び提出先

令和6年2月22日(木) 16時必着

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ11階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

円滑化グループ 担当：武内宛

5. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所

令和6年3月5日(火) 13時00分(予定) ※対面・オンライン併用

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ11階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 G会議室

なお、オンラインでプレゼンテーションをされたい場合は、7. の問い合わせ先に事前連絡のうえ、オンラインですることができる(当機構が指定するweb会議システムMicrosoft Teamsを利用予定)。

6. 開札の日時及び場所

令和6年3月7日(木) 16時30分

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ11階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 G会議室

7. 問い合わせ先

入札に関するお問い合わせは、e-mailによることとする。

e-mail : enkatsu1@ndf.go.jp (担当：武内)

【関係資料】

- ・ [入札説明書](#)
- ・ [業務仕様書](#)

以上